長野市立学校職員服務規程の一部を改正する規則(案)要綱

教育委員会事務局学校教育課

秋日女只五里切用于区 秋日			.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
Ę	事項	説	明
1	改正の理由	長野市立学校職員(以下「職員」と の事前命令及び執務に関する規定を整 るもの	
2	改正の内容	(1) 校長は、職員に時間外勤務を命ず 必要性、勤務内容、勤務時間の割り し、事前に、必要最小限の時間外 (第18条関係)。 (2) 職員は、定められた勤務時間中、 なければならないものと定める。 (3) 教育職員以外の職員は、定められ は、速やかに退校しなければならな (4) 職員は、週休日及び休日並びにこ 勤務時間以外の時間において、やむ は在校をするときは、別に定めると している時間を、校長に通知してお 定める。 (5) その他条文を整備する。	振り等について十分に検討 勤務を命ずるものと定める 常に執務ができるようにし た勤務時間が終了したとき いものと定める。 れらの日以外の日における を得ない事由により登校又 ころにより登校又は在校を
3	施行期日	公布の日から施行する。	
4	審議状況	(1)総務部総務課との協議(2)教育委員会法規審査会の決定	10月11日 10月24日

長野市立学校職員服務規程の一部を改正する規則(案)

長野市立学校職員服務規程(平成3年長野市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

目次中「・第18条の2」を「一第18条の3」に改める。

第18条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 校長は、職員に時間外勤務を命ずる場合には、時間外勤務の必要性、勤務内容、 勤務時間の割り振り等について十分に検討し、事前に、必要最小限の時間外勤務を 命ずるものとする。

第2章第3節中第18条の2を第18条の3とし、第18条の次に次の1条を加える。 (執務)

- 第18条の2 職員は、定められた勤務時間中、常に執務ができるようにしなければならない。
- 2 教育職員以外の職員は、定められた勤務時間が終了したときは、速やかに退校しなければならない。
- 3 職員は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。)及び休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第 178号)に規定する休日(以下この項において「祝日」という。)及び12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日を除く。)をいう。)並びにこれらの日以外の日における前条第1項に規定する勤務時間又は同条第2項に規定する勤務時間(法第22条の2第1項第2号に掲げる職員に係るものに限る。)以外の時間において、やむを得ない事由により登校又は在校をするときは、別に定めるところにより登校又は在校をしている時間を、校長に通知しておかなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

長野市立学校職員服務規程 新旧対照表

改正後	改正前
○長野市立学校職員服務規程	○長野市立学校職員服務規程
平成3年4月1日長野市教育委員会規則第3号	平成3年4月1日長野市教育委員会規則第3号
目次	目次
第1章 略	第1章 略
第2章 通常の服務	第2章 通常の服務
第1節・第2節 略	第1節・第2節 略
第3節 勤務時間等(第18条 <u>一第18条の3</u>)	第3節 勤務時間等(第18条 <u>・第18条の2</u>)
第4節~第6節 略	第4節~第6節 略
第3章・第4章 略	第3章・第4章 略
附則	附則
第2章 通常の服務	第2章 通常の服務
第3節 勤務時間等	第3節 勤務時間等
(勤務時間等)	(勤務時間等)
第18条 略	第18条 略
2 · 3 略	2 · 3 略
4 校長は、職員に時間外勤務を命ずる場合には、時間外勤務の必要性、勤	(新設)
務内容、勤務時間の割り振り等について十分に検討し、事前に、必要最小	
限の時間外勤務を命ずるものとする。	
<u>5</u> 略	<u>4</u> 略
(執務)	
第18条の2 職員は、定められた勤務時間中、常に執務ができるようにしな	(新設)
<u>ければならない。</u>	
2 教育職員以外の職員は、定められた勤務時間が終了したときは、速やか	
に退校しなければならない。	
3 職員は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。)及び休日(国民	
の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下この項	

改正後	改正前
において「祝日」という。)及び12月29日から翌年の1月3日までの日(初	
日を除く。)をいう。)並びにこれらの日以外の日における前条第1項に	
規定する勤務時間又は同条第2項に規定する勤務時間(法第22条の2第1	
項第2号に掲げる職員に係るものに限る。) 以外の時間において、やむを	
得ない事由により登校又は在校をするときは、別に定めるところにより登	
校又は在校をしている時間を、校長に通知しておかなければならない。	
<u>第18条の3</u> 略	<u>第18条の2</u> 略
第4節 職務専念義務の免除等	第4節 職務専念義務の免除等